

本会議における各会派の質問時間について

1 基本的な考え方

- (1) 質問時間と答弁時間を合計して、割り当て時間を算出する。
- (2) 質問時間の500分を代表質問と一般質問に充てる。
- (3) 質問時間は原則として開会より午後5時までとする。

2 代表質問

- (1) 質問時間の500分のうち10分ずつ交渉会派に均等配分する。質問時間の下限は10分とし、上限は各会派の持ち時間の中で任意とする。
(10分×4交渉会派=40分)
- (2) 原則として質問初日に交渉会派が代表質問を行う。ただし、午後5時を越えることが予め想定される会派の質問は、質問2日目の冒頭から行うこととする。

3 一般質問

- (1) 質問2日目は原則として午前10時開会とする。
- (2) 一般質問終了後に議案の提案説明、質疑、委員会付託などの議会運営を行う。
- (3) 一人会派に最低保障時間として10分を確保する。(10分×3一人会派=30分)
三人会派には、同様に30分を確保する。(30分×1三人会派=30分)
- (4) 460分から60分を引いた400分を交渉会派の議員数に応じた人数割りで交渉会派に配分する。

*一人当りの配分時間(小数点以下第3位を四捨五入する)

$$(460分 - 60分) \div (45人 - 6人) = 10.26分$$

4 持ち時間

会派名	人数割配分時間 (4年1定~)		代表質問 加算時間	持ち時間
自 民	$10.26 \times 15 = 153.90$ 分	154 分	10 分	163 分
公 明	$10.26 \times 10 = 102.60$ 分	103 分	10 分	113 分
共 産	$10.26 \times 08 = 82.08$ 分	82 分	10 分	92 分
令 和	$10.26 \times 06 = 61.56$ 分	62 分	10 分	72 分
立 憲	三人会派	30 分	—	30 分
フェア民	一人会派	10 分	—	10 分
無所属	一人会派	10 分	—	10 分
フォーラム	一人会派	10 分	—	10 分
合 計	(45名)	461 分	40 分	500 分

※人数割配分時間は、小数点以下を四捨五入して処理する。